

検査士番号 (RMSNo.)

氏名

## 公益社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士資格更新申請書チェックリスト

申請にあたり、必要な書類をそろえてご提出下さい。本用紙を印刷しチェックの上、同封して下さい。(白黒で良いです)

- ・申請期間：2021年12月1日から2022年2月10日迄（当日消印有効）**申請期間の延長はいたしません。**
- ※更新手数料の振込はできるだけ1月31日迄に行ってください。本会会員ページ（ウェブサイト）からのオンライン申請は1月31日迄です。**その場合、更新書類の郵送は不要です。**
- ・申請先：101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-23-1 お茶の水センタービル 6F「公益社団法人日本超音波医学会認定超音波検査士」係
- ・申請方法：簡易書留またはレターパック（プラスまたはライトどちらでも可）  
 <ご勤務先・ご自宅住所等の変更について>変更があった場合、今回の検査士更新申請書類にて、自動的に変更はされません。  
 会員の方は、学会ウェブサイトの個人ページにログインし変更して下さい。本会非会員の方はメールか書面でご連絡下さい。

提出書類：確認のため、自身で□にチェックして下さい。

1		超音波検査士資格更新書（様式1の1）（様式1の2）
<input type="checkbox"/>		検査士番号 (RMSNo.) 及び公益社団法人日本超音波医学会会員番号 (8桁) もしくは <b>一般社団法人日本超音波検査学会会員番号 (7桁)</b> を記載している。
<input type="checkbox"/>		<b>一般社団法人日本超音波検査学会</b> 発行「在籍証明書」※必要な場合 <b>※一般社団法人日本超音波検査学会会員の方は必ず同封して下さい。</b> ※2017年5月1日以降に <b>一般社団法人日本超音波検査学会</b> から公益社団法人日本超音波医学会に入会された者は在籍期間が継続しているかの確認のため、「在籍証明書」を添付して下さい。
<input type="checkbox"/>		資格取得時または前回の更新時から、改姓などにより現在の姓名と異なる場合は、両方の姓名が同一人である証明書（旧姓の明記のある住民票の写しなど）を添付する。 <b>※必要な場合</b> <b>※既に所属する会へ変更の連絡をいただいている場合、添付の必要はありません。</b>
<input type="checkbox"/>		研修・業績単位表に該当期間*の25単位以上の研修・実績単位を記載している。 *2022年更新対象者の単位有効期間 初めて更新する者・・・「2017年4月1日から2022年1月31日」 2回目以降の更新の者・「2017年2月1日から2022年1月31日」 ※単位有効期間以外の単位申請は無効です。※25単位に満たない場合、更新できません。 ※猶予あるいは保留申請者は個別の通知にてご確認ください。
<input type="checkbox"/>		資格更新審査・認定料、下記の <b>いずれか該当する料金を</b> 申請書類提出期間内に納付し、様式1の2の資格更新審査・認定料払込票（写）貼付欄に払込票（写）を貼付している。
<input type="checkbox"/>		<b>該当の金額の□をチェック</b> <input type="checkbox"/> 一 本会会員 <b>5,000円</b> （検査学会会員の者が申請書類提出期間中に入会した者は除く） <input type="checkbox"/> 二 検査学会正会員（前号の者を除く） <b>8,000円</b>
2		超音波資格更新申請研修・実績単位証明書（様式2）
<input type="checkbox"/>		単位有効期間の「参加証」*を <b>25単位分</b> 貼付している。(25単位以上でも可) *申請者名・大会名称・開催年月日・大会長名・大会長印すべてが確認できる。コピー可
<input type="checkbox"/>		<b>必修講習を受講済みであること（受講修了証明書添付。コピーでも可。）</b>
<input type="checkbox"/>		論文の添付（筆頭者であることが証明できる箇所。コピーでも可。） <b>※必要な場合</b>
<input type="checkbox"/>		<b>一般社団法人超音波検査学会</b> 発行の「単位取得（参加・発表）証明書」を添付する場合は、「参加証」及び（様式2）の提出は不要です。
3		簡易書留あるいはレターパックで送付（レターパックの中に封筒は不要）
<input type="checkbox"/>		角2号（A4サイズ）封筒あるいはレターパックに氏名、検査士番号 (RMSNo.) を記載している。

- 内容に不備があった場合は、書類の再提出あるいは猶予申請に変更を求める場合があります。
- 資格更新に必要な単位数を満たさない場合は、上記期間中に資格更新猶予申請の手続きをして下さい。その場合も、**一般社団法人日本超音波検査学会**発行「在籍証明書」が必要です。
- 会費未納による会員資格喪失または退会によりどちらの会にも所属がなくなった場合、検査士資格も喪失となります。
- 複数名分を同時に封筒に入れて送る場合、封筒に申請者全員の「氏名」「検査士番号」をご記載下さい。